

「女性の活躍を支援する交流施設」等の今後の運営を問う



質問者
田代 実 議員

女性活躍総合戦略（平成30年度～令和4年度）

では、「女性の活躍を支援する交流施設の整備と運営」を重点目標に掲げ、令和元年度には旧松田土木事務所を「松田町創生推進拠点施設」スプラポ」に改修しました。

しかしながら、先般発表された令和3年度当初予算の概要には、重点施策への位置づけがありません。



リードウォール

女性経営者の入居と創業支援は各2件と少ない状況

回答（町長）

A



せん。施設整備は完成後の運営が最も大切ですので、次のことについて町長のお考えを伺います。

- (1) 施設利用者数の目標と実績、事業者入室状況（率）と女性事業者の割合
- (2) 女性の雇用創出と創業支援の実績
- (3) スプラポ、クライミングウォール（町民文化センター）の今後の運営方針

(1) 令和2年度の施設利用者数の目標2万2275人に対して、実績は2万6631人である。事業者の入室状況は12テナント中9テナント、その内女性経営者のテナントは2件、入室率17%となっている。

(2) 女性の雇用創出はスポーツジムほか9人、創業支援については2件である。

(3) 施設の運営方針は、事業者と毎月1回の定例会で運営方法の課題と解決策・収支状況を確認し、見直し等があれば改善している。

町民文化センター西側の壁に設置したクライミングウォールの利用実績は、平成30年度と令和元年度は各1件、2年度（2月末現在）、3か年合計2件である。今後は定期的なイベントや、町HPの発信により認知度アップにつなげていく。

..... 一般質問は、質問者本人の原稿を尊重し編集しています。.....

松田町公園条例等の一部を改正する条例

臨時会招集はされず、第1回定例会で修正案可決

議案第65号 松田町公園条例等の一部を改正する条例
産業厚生常任委員会報告書（抜粋）

審査の内容

観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例等の一部を改正する条例について、説明を求め、質疑を行って審査しました。

松田町公園条例の一部改正については、西平畑公園の入園料の創設は認めるが、提案の金額ではなく上限額を「18歳以上300円」、「6歳以上18歳未満100円」として、新たに備考として「まつだ桜まつり期間に限る。」とする。

また、松田町西平畑公園管理交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、条例名称及び本文の施設名称を「松田町子どもの館」に変更することは認める。

附則を除いて、上記以外は審議不十分の為、削除する修正を行ったが、町長の再提案を求める。

議長は新型コロナウイルス禍により第23回まつだ桜まつりが中止となったため、同条例第5項の規定に基づく臨時会の招集は行わずに、令和3年第1回定例会で委員会報告を行い、修正可決されました。

この条例は、令和2年第4回定例会最終日に提案され、産業厚生常任委員会に審査を付託し、12月8日と閉会中の11日に審査を行い、採決の結果、賛成全員で原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

議長は委員長からの報告を受け、地方自治法第101条第2項の規定に基づく臨時会の招集を請求するため、11日同日に議会運営委員会を招集し諮問を行いました。同委員会の回答を得て、同日町長に「松田町議会臨時会招集請求書」を提出しましたが、請求日から20日以内の臨時会は招集されませんでした。

議案第65号 松田町公園条例等の一部を改正する条例 【討論】

修正案賛成討論

平野 由里子 議員

議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。まず最初に、私は産業厚生常任委員会委員長として審査をし、先ほど修正可決を報告させていただきましたが、委員長は委員会採決では意見を表決していないこともあり、ここで発言させていただきます。この委員会審査時点の一番の争点は入園料でした。これまで桜まつり実行委員会が協力金として徴収してきた